

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、**陳述書の提出が必要**となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。**※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。**

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住 所 (フリガナ)
	氏 名 (印)
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。(鉛筆書き不可)
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人が法人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名 (印)
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。(鉛筆書き不可)
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 □代表者	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
2	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
3	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
4	住 所 (フリガナ)
	氏 名
	性 別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員5名の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月11日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 鶴之園 久 貴

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 4月25日 午前 9時00分から 令和 6年 5月 7日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 6年 5月13日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 6年 5月24日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 6年 4月11日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 5 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	2,670,000 2,136,000	一括	540,000	20,185	5,800
1	1,240,000				
2	1,430,000				
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 大阪市西成区長橋三丁目
地 番 1番44
地 目 宅地
地 積 57.62平方メートル
(現況)
地 目 宅地一部公衆用道路
- 2 所 在 大阪市西成区長橋三丁目1番地1
家屋 番号 1番1の2
種 類 居宅・工場
構 造 木造瓦葺3階建
床 面 積 1階 49.81平方メートル
2階 49.81平方メートル
3階 40.42平方メートル



物件明細書

令和 6年 3月12日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 鶴之園 久 貴

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 大阪市西成区長橋三丁目
地 番 1番44
地 目 宅地
地 積 57.62平方メートル
(現況)
地 目 宅地一部公衆用道路
- 2 所 在 大阪市西成区長橋三丁目1番地1
家屋 番号 1番1の2
種 類 居宅・工場
構 造 木造瓦葺3階建
床 面 積 1階 49.81平方メートル
2階 49.81平方メートル
3階 40.42平方メートル



令和 5年(ケ)第489号
令和 6年 2月 1日受理
令和 年 月 日提出

6.3.-5

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 ト 藏 伸 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大阪市西成区長橋三丁目 |
| | 地 番 | 1番44 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 57.62平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市西成区長橋三丁目1番地1 |
| | 家屋 番号 | 1番1の2 |
| | 種 類 | 居宅・工場 |
| | 構 造 | 木造瓦葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 49.81平方メートル
2階 49.81平方メートル
3階 40.42平方メートル |



不動産の表示	物件目録のとおり		
住居表示	大阪市西成区長橋三丁目8番8号		
土 地	物件1		
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地一部公衆用道路（物件1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> （物件 ）		
形 状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>		
占有者および占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 占有者および占有権原のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は目的外建物の概況のとおり）		
その他の事項	その他の事項のとおり		
建 物	物件2		
種類、構造および床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種 類： <input type="checkbox"/> 構 造： <input type="checkbox"/> 床面積：		
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者および占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）・工場として使用している <input type="checkbox"/> 占有者および占有権原のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は、目的外土地の概況のとおり）		
その他の事項	その他の事項のとおり		
執行官保管の仮 処 分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日]		
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 A
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 適宜概測したところ、形状は、概ね地積測量図のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物の敷地となっている。
- (3) 西側接面道路は、建築基準法上の道路である。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね建物図面のとおりであると思われる。
- (2) 内部の状況は、別紙添付写真のとおりである。
- (3) 1階は、婦人靴の工場として使用されており、それに関する機械類が置かれていた。
- (4) 2階および3階は住居として使用されており、冷蔵庫、テレビ等の家財道具および日常生活用品等の動産類が存在した。
- (5) 目的建物は、電気メーターが無計量であること、ガスが閉栓されていることから、空き家と思われた。
- (6) 1階および2階は、3階ベランダの下辺りを主として全体的に雨漏り跡が認められた。
また、2階および3階は、全体的に床の傾きが著しかった。
- (7) 築後相当年数が経過しており、老朽化が著しい。

以上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	<p>1 目的建物は、以前は父が暮らしていましたが、今は誰も住んでいません。</p> <p>2 かつては、父が1階で婦人靴の工場をやっていました。しかし、父が令和3年に亡くなってからは、工場は稼働していません。</p> <p>3 機械類は、昭和38年の創業時からかは分かりませんが、かなり以前から置いて使っていたと思います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執行官の意見

目的建物内の機械類関係

目的建物1階の工場は、現在は全く稼働しておらず、設置されている機械類はかなり以前に設置されたものと思われ、型式なども古くなっていることから、評価人とも協議の上、同機械類は経済的価値がないと判断した。

目的物件の占有関係

関係人の陳述および立入調査の結果から、目的建物は、所有者が住居（空き家）・工場として使用・占有しているものと認めた。

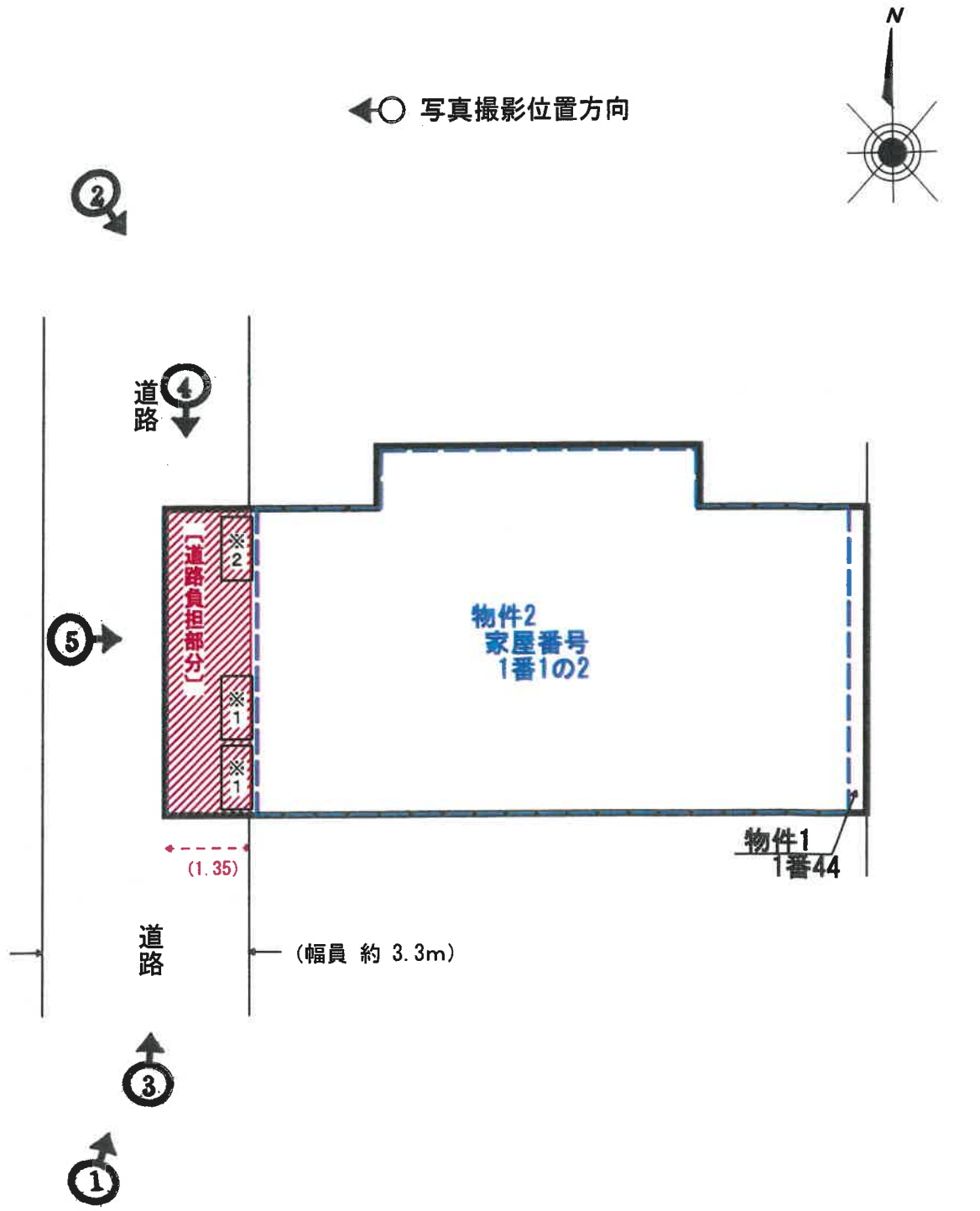
以上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年2月2日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者）
令和6年2月5日 9:50 - 10:00	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和6年2月5日 10:10 - 10:20	中之島図書館	物件確認
令和6年2月5日 10:30 - 10:40	大阪市役所	道路等調査
令和6年2月14日 14:45 - 15:00	あべの市税事務所	家屋等調査
令和6年2月14日 15:05 - 15:15	物件所在地	物件および占有確認
令和6年2月28日 10:25 - 11:15	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者と面談
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

土地建物位置関係図

令和5年（ケ）第489号



※1…可動式物置（計 2個）

※2…室外機

（単位：約m）

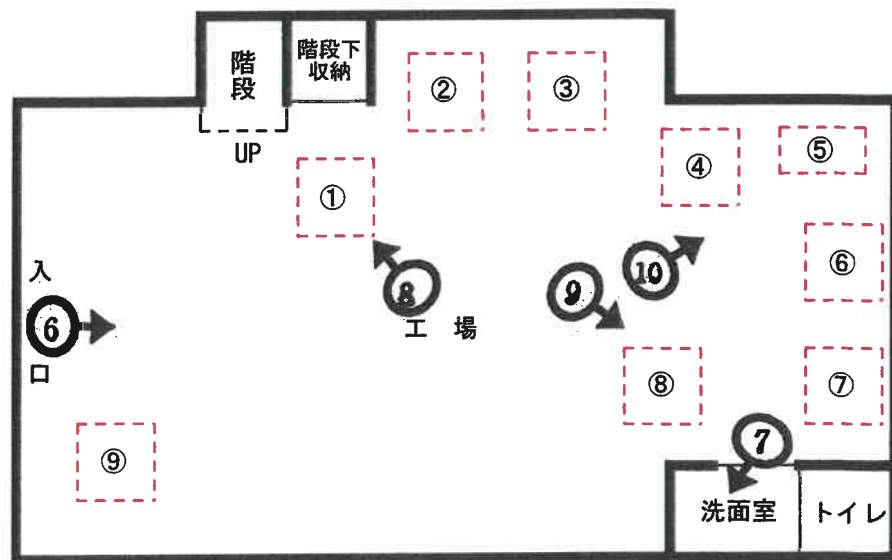
間取略図

令和5年（ケ）第489号

◀○ 写真撮影位置方向



1階平面図



☐ 可動式機械 詳細（機械種類については一部 推定です）

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 機械種類 …不明
型番…YG-906
製造番号 …87630
製造年月日…1987年</p> <p>② 機械種類 …靴製造機
型番…不明
製造番号 …不明
製造年月日…不明</p> <p>③ 機械種類 …不明
型番…不明
製造番号 …不明
製造年月日…不明</p> <p>④ 機械種類 …靴用接着機
型番…不明
製造番号 …不明
製造年月日…不明</p> <p>⑤ 機械種類 …コンプレッサー
型番…PB-37X6
製造番号 …FF407891
製造年月日…不明</p> | <p>⑥ 機械種類 …靴用研磨機
型番…BG-4
製造番号 …87630
製造年月日…不明</p> <p>⑦ 機械種類 …小型自動集塵機
型番…SDS820
製造番号 …920904
製造年月日…不明</p> <p>⑧ 機械種類 …靴用接着機
型番…不明
製造番号 …不明
製造年月日…不明</p> <p>⑨ 機械種類 …不明
型番…不明
製造番号 …不明
製造年月日…不明</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

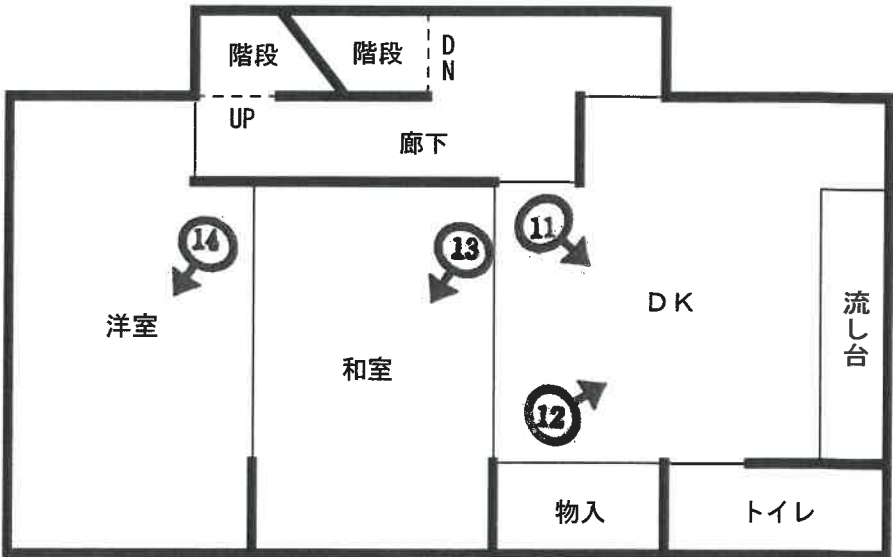
間取略図

令和5年（ケ）第489号

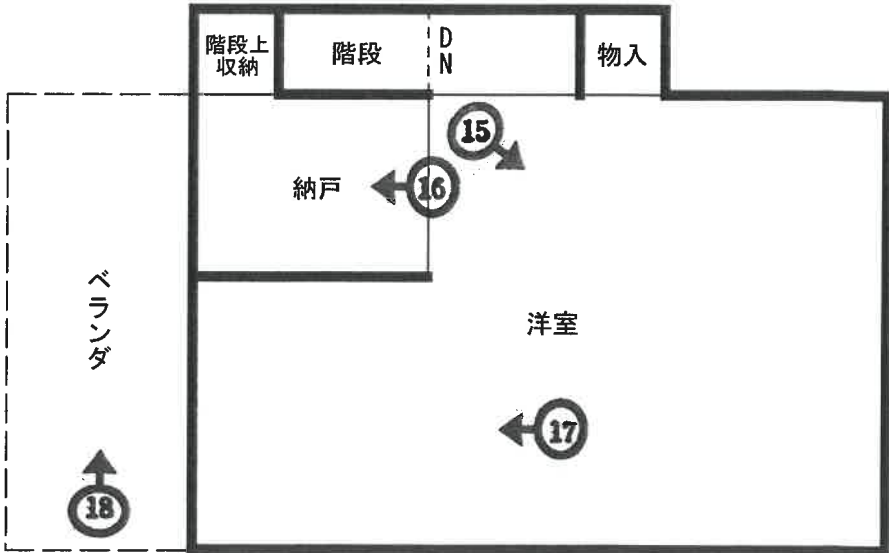
◀○ 写真撮影位置方向



2階平面図



3階平面図



目的建物



①

目的建物



②



③



④

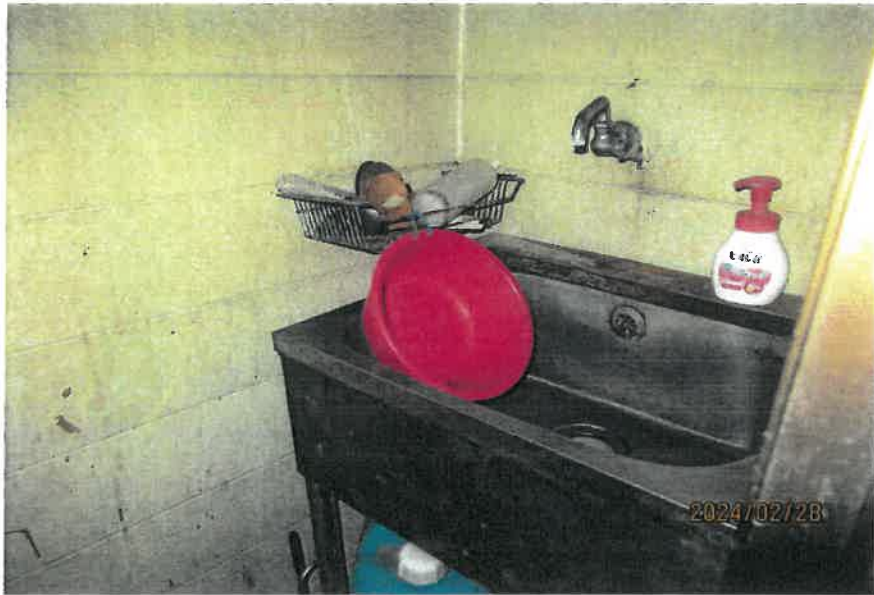
道路負担部分



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



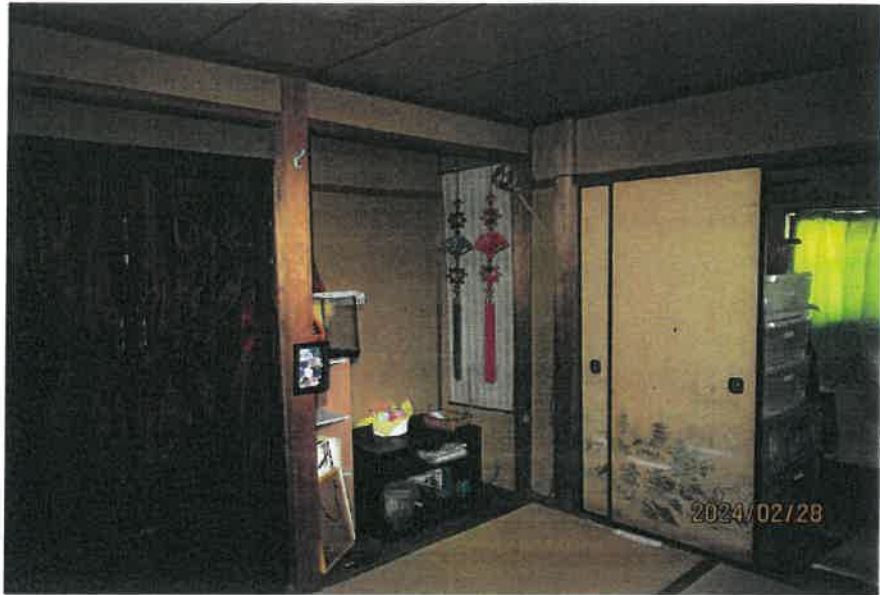
⑩



⑪



⑫



13



14



15



16

(17 枚目)



17



18

令和5年（ケ） 第489号

令和6年2月28日 現地調査

令和6年3月2日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

森澤 修二

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,670,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 1,240,000円
物件 2	金 1,430,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	地目：宅地、一部公衆用道路 地積：宅地 約51.12㎡ 公衆用道路 約6.5㎡ ※ 特記事項参照
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特記事項		
1	<p>○物件1土地は公簿地目「宅地」であるが、現況地目は「宅地、一部公衆用道路」である。</p> <p>○物件1土地は西側で接道する道路の一部（約6.5㎡）を負担している。なお、当該数量は評価人による概測数量の為、正確な数量ではない。</p> <p>○現地を計測したところ、概測数量と登記数量は概ね一致した。 形状は地積測量図と概ね一致した。</p> <p>○物件1土地は、物件2建物の敷地として使用されている。</p>		
2	○特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R大阪環状線 今宮駅 南西方 道路距離 約1,100m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	小規模一般住宅を主として、事業所、駐車場等も見られる住宅地域。地域要因に大きな影響を与える変動がないことから、当面の間現況のまま推移していくものと予測される。		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第2種住居地域	
	建ぺい率	80%	
	容積率	300%	
	防火規制	準防火地域	
	その他の規制	特になし	
画地条件	規模	57.62㎡ (うち約6.5㎡の道路負担あり)	
	形状	不整形	
	間口・奥行	間口(西側)約4.8m・奥行約11m	
	高低差等	前面道路とは概ね等高接面	
接面道路の状況	西側	幅員約3.3m私道(建築基準法第42条2項道路)	
	接道状況	中間画地	
土地の利用状況等	現況	戸建住宅の敷地	
	東側	戸建住宅	
	西側	道路	
	南側	戸建住宅	
	北側	空地	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
<small>(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</small>			
土壌汚染等	目的土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人の所有者名、宅地の登記簿地目が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は一般住宅等の表示が確認された。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な(専門)調査を要する。		
特記事項	○西側私道は42条2項道路で、現況幅員が約3.3mであることから、再建築に際してセットバックが必要になる可能性がある。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	(登記記載) 昭和38年1月10日新築
	経過年数	約61年
	経済的残存耐用年数	0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	サイディング、モルタル吹付等
	内 壁	砂壁、板張り等
	天 井	石膏ボード、板張り等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水設備、衛生設備等
	その他	—
床面積（現況）	延 140.04㎡	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	居宅・工場
	間取り	3DK
品 等	劣る	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築確認（無）、検査済証（無） ○ 有効宅地の概測面積で計算すると、建ぺい率・容積率超過の可能性はある。 ○ 1階及び2階は、3階ベランダの下辺りを主として全体的に雨漏り跡が見受けられた。 ○ 2階及び3階は、全体的に床の傾きが著しかった。 ○ 築後60年以上経過しており、老朽化が著しい。 ○ 設備機器等の稼動の状況は未確認である。 ○ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1(宅地部分)	90,700	0.93	約 51.12	0.90	3,881,000
1(道路負担部分)	90,700	0.05	約 6.5	---	29,000
合計					3,910,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 大阪西成9-4

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 143,000\text{円}/\text{㎡} & \times 103.4/100 & \times 100/100 & \times 100/163 & = 90,700\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	1.04	1.08	1.45	1.00	1.63
	幅員+4	駅距離+8	居住環境等+45		

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.01	1.00	0.95	0.97	0.93
	方位(西)+1		不整形-5	道路後退-3	

【道路負担部分】

道路価値率5%と判断した。

ウ 地積：道路負担部分は、現地での概測数量による。

宅地部分は登記数量より上記の道路負担の概測数量を控除した数量による。

オ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	120,000	140.04	0.02	336,000

ウ 現価率

経過年数 約61年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 60%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}0\text{年} / (\text{経過年数}61\text{年} + \text{経済的残存耐用年数}0\text{年}) \} \times (1 - 0.6) \\ &= 0.02 \end{aligned}$$

※観察減価は維持管理状況及び中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
			イ	
1	3,881,000	0.50	法定地上権	1,941,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) ×ウ×エ×オ-カ]
1	3,910,000	- 1,941,000		0.90	0.70		1,240,000
2	336,000	+ 1,941,000	1.00	0.90	0.70	0	1,430,000
一括価格 (合計)							2,670,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件の場合、アスベスト含有建材の使用の可能性あることを考慮した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価公示 大阪西成9-4

- 所 在 : 大阪市西成区南開1丁目4番2 「南開1-4-3」
- 価 格 : 143,000円/㎡
- 位 置 : JR大阪環状線 今宮駅 南方 約400m (道路距離)
- 価格時点 : 令和5年1月1日
- 地 積 : 100㎡
- 供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
- 接面街路 : 東 8.0m 市道
- 用途指定等 : 準工業地域
(建ぺい率60%, 容積率300%)
準防火地域
- 地域の概要 : 中小規模の工場のほか、住宅も見られる工業地域

2 固定資産税評価額 (令和5年度)

- 物件1 : 2,951,000円
- 物件2 : 950,000円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大阪市西成区長橋三丁目 |
| | 地 番 | 1番44 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 57.62平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市西成区長橋三丁目1番地1 |
| | 家屋 番号 | 1番1の2 |
| | 種 類 | 居宅・工場 |
| | 構 造 | 木造瓦葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 49.81平方メートル
2階 49.81平方メートル
3階 40.42平方メートル |



受命物件の位置図



対象不動産

地価公示 大阪西成9-4

最寄駅

昭文社 スーパーマップル・デジタル24

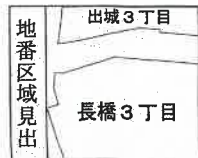
1 : 10,000 相当

地図上の1センチは約100メートル

イ 1-61 ハ 11-11 ホ 11-8 ト 12-5
 ロ 10-25 ニ 11-15 ヘ 11-9 チ 12-7



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	大阪市西成区長橋三丁目			地番	1番44			
出縮	力尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和5年11月27日

大阪法務局北出張所

登記官

整理番号：H21519-1

(1/1)

A3をA4に縮小

登記年月日：昭和50年5月15日

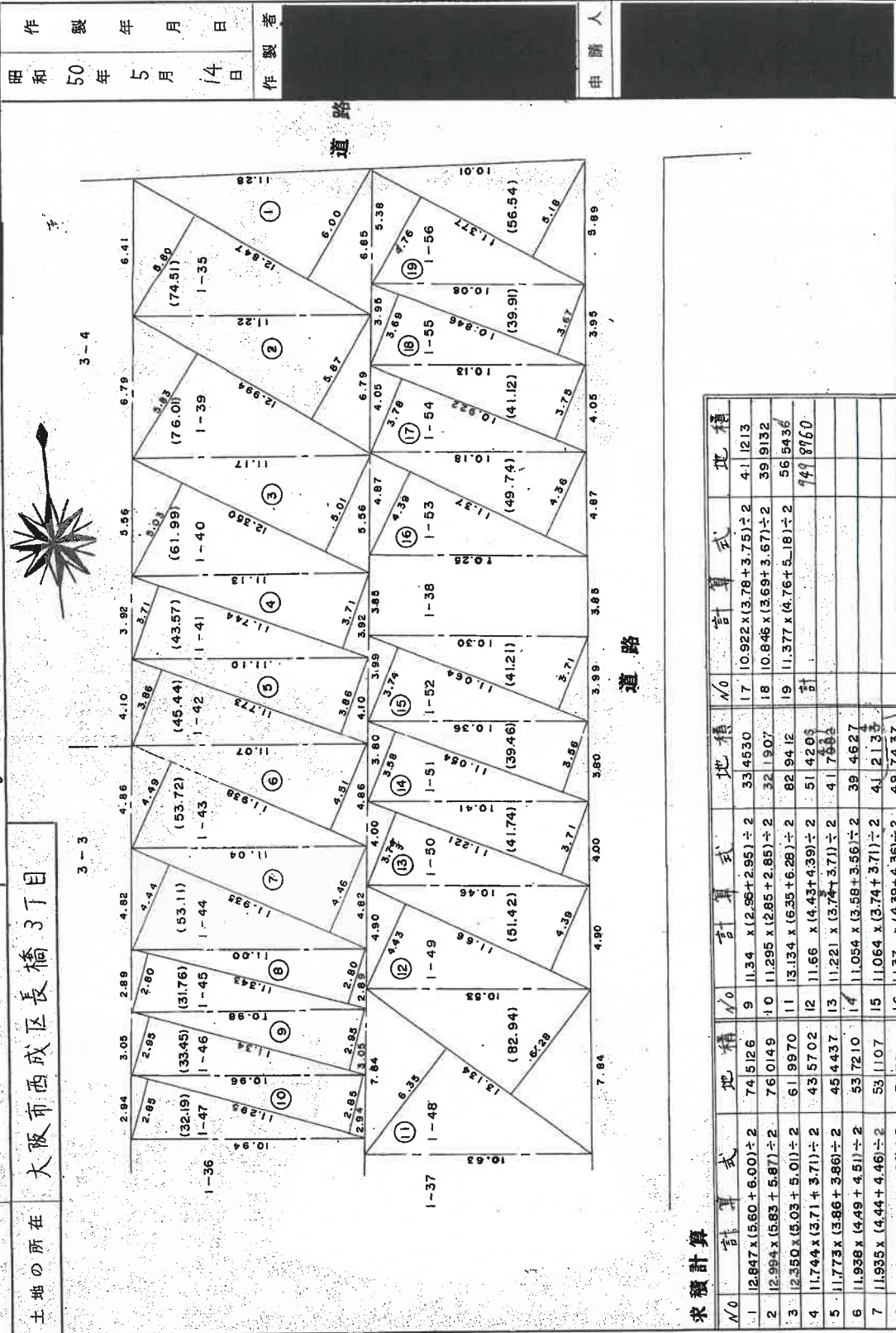
409388

後、新

地積測量図

番 1-35 1-39 ~ 1-56

土地の所在 大阪市西成区長橋3丁目



作製年月日
昭和50年5月14日

作製者

申請人

求積計算

N/O	計算式	地積	N/O	計算式	地積	N/O	計算式	地積	
1	$12.847 \times (5.60 + 6.00) \div 2$	74.5126	9	$11.34 \times (2.55 + 2.95) \div 2$	33.4530	17	$10.925 \times (3.78 + 3.75) \div 2$	41.1213	
2	$12.994 \times (5.83 + 5.87) \div 2$	76.0149	10	$11.295 \times (2.85 + 2.85) \div 2$	32.1907	18	$10.846 \times (3.69 + 3.67) \div 2$	39.9132	
3	$12.350 \times (5.03 + 5.01) \div 2$	61.9970	11	$13.134 \times (6.35 + 6.28) \div 2$	82.9412	19	$11.377 \times (4.76 + 5.18) \div 2$	56.5436	
4	$11.744 \times (3.71 + 3.71) \div 2$	43.5702	12	$11.56 \times (4.43 + 4.39) \div 2$	51.4205	計		749.8960	
5	$11.773 \times (3.86 + 3.86) \div 2$	45.4437	13	$11.221 \times (3.74 + 3.71) \div 2$	41.7551				
6	$11.938 \times (4.49 + 4.51) \div 2$	53.7210	14	$11.054 \times (3.58 + 3.56) \div 2$	39.4527				
7	$11.935 \times (4.44 + 4.46) \div 2$	53.1107	15	$11.064 \times (3.74 + 3.71) \div 2$	41.2135				
8	$11.343 \times (2.80 + 2.80) \div 2$	31.7604	16	$11.37 \times (4.39 + 4.36) \div 2$	49.7437				
縮尺		1/200							

94.99301

(弘文堂印刷)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局官轄)

令和5年11月27日

大阪法務局北出張所

登記官

整理番号：H21518-1

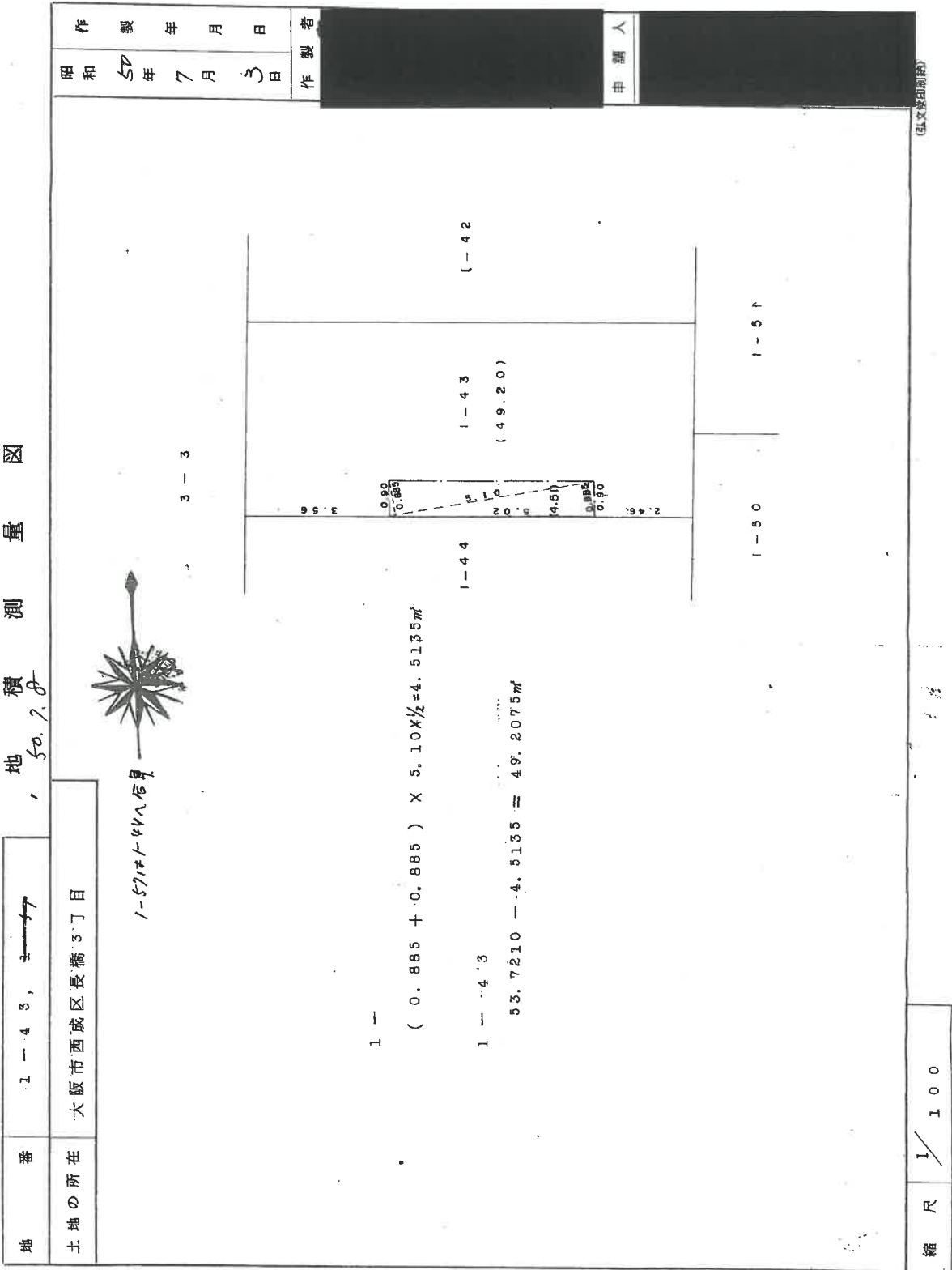
A3をA4に縮小

登記年月日：昭和50年7月8日

4593390
新1-63

後 新1-63

地積測量図



登記年月日：昭和39年2月17日

425759

家屋番号

1-2

建物の所在

大阪市西成区長崎町1-1

長橋参丁目

各階平面図

昭和39.2.17

製作年月日
昭和39年2月15日

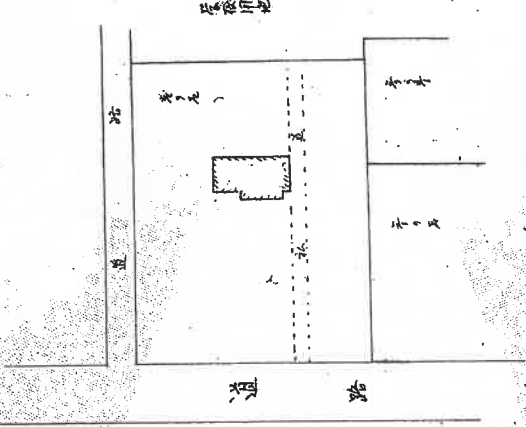
製作者

申請人

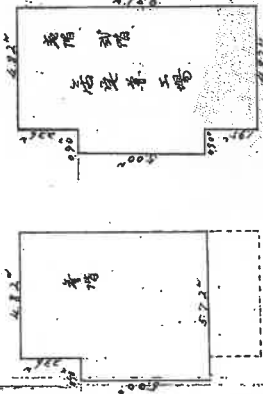


寄附 $226 \times 482 + (500 \times 090) = 40.45$
 $40.45 \times 0.3025 = 12.723$

2004



660



別荘 $231 \times 482 + (500 \times 090) = 49.85$
寄附 $49.85 \times 0.3025 = 15.07$

縮尺 1/1000

昭和39.2.17

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和5年11月27日

大阪法務局北出張所

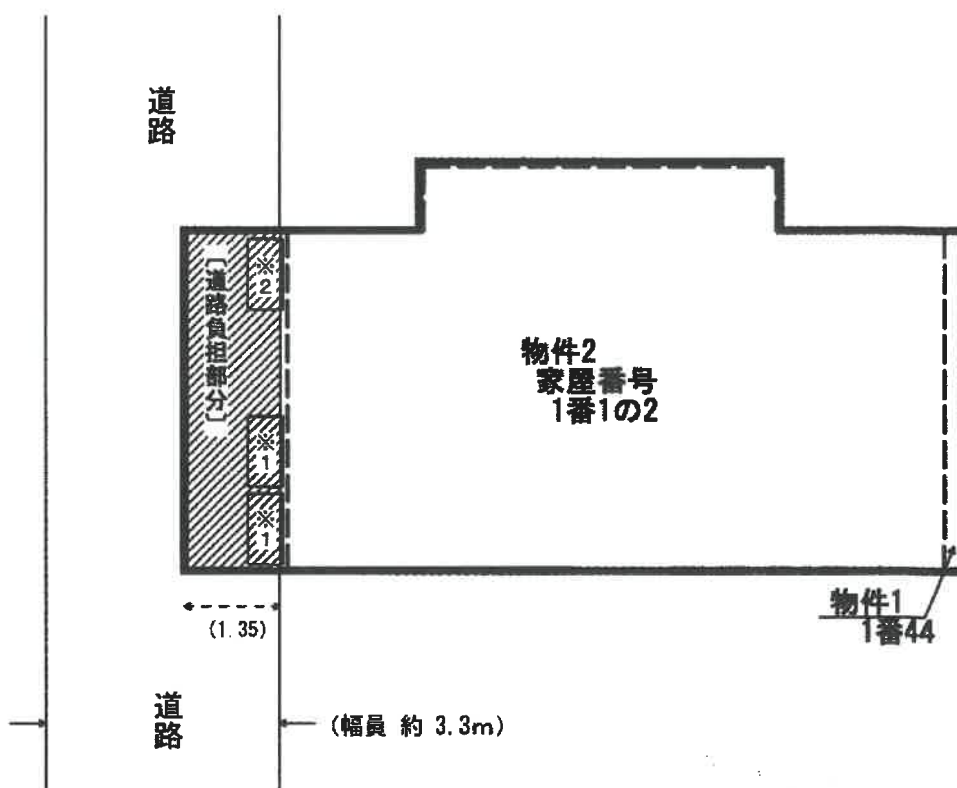
登記官

整理番号：H21517-1

A3をA4に縮小

土地建物位置関係図

令和5年（ケ）第489号

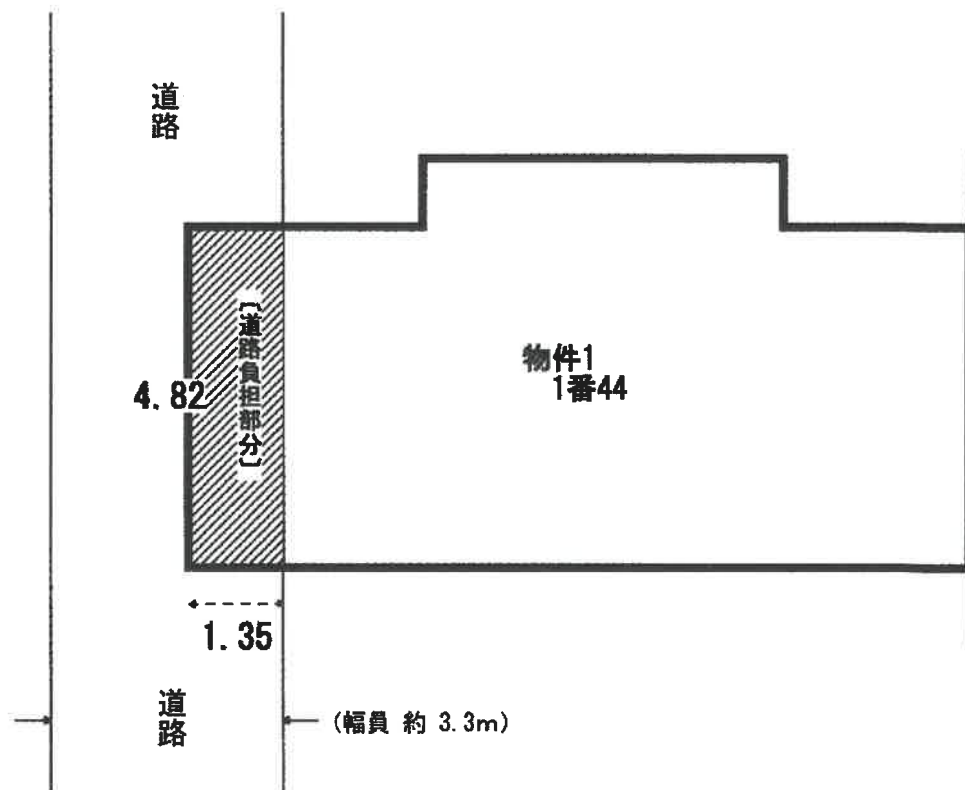


※1…可動式物置（計 2個）

※2…室外機

（単位：約m）

令和5年（ケ）第489号



 道路負担部分

$$4.82 \times 1.35 = 6.507 \text{ (約 6.5mf)}$$

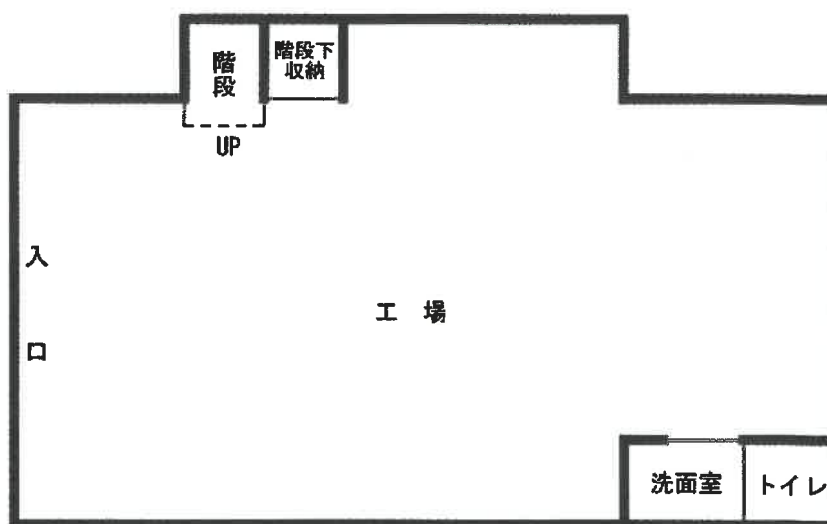
（単位：約m）

間取略図

令和5年（ケ）第489号



1階平面図

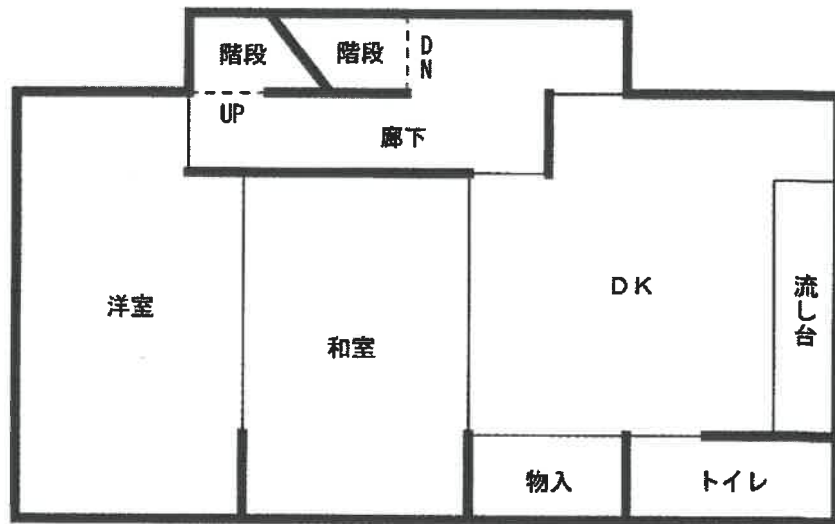


間取略図

令和5年（ケ）第489号



2階平面図



3階平面図

